

結城市自動販売機設置事業者選定に係る仕様書

1 件名 R 8 結城市役所内清涼飲料水等自動販売機設置事業者選定

2 貸付物件

清涼飲料水等自動販売機設置のため貸し付ける物件（以下「貸付物件」という。）は次のとおりとする。

No.	設置場所	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
1	結城市役所 本庁舎	結城市中央町 二丁目3番地	1階職員休憩室 自動販売機設置 スペース	1.15 m ² 幅1.15m×奥行1.00m	1台
2	結城市役所 本庁舎	結城市中央町 二丁目3番地	2階職員休憩室 自動販売機設置 スペース	2.30 m ² 幅2.30m×奥行1.00m	2台
3	結城市役所 本庁舎	結城市中央町 二丁目3番地	3階職員休憩室 自動販売機設置 スペース	2.30 m ² 幅2.30m×奥行1.00m	2台

3 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※令和8年4月1日(水)～令和8年4月2日(木)の間で設置することとし、やむを得ない事情により設置を完了できない場合は、市と協議の上、できるだけ早急に設置すること。

4 販売商品及び販売価格

(1) 販売商品

販売商品については、次のとおりとする。

①貸付物件（1F）：清涼飲料水、乳飲料等とし、缶、瓶、ペットボトル又は紙パックなどの密閉式容器によるものとする。

②貸付物件（2F）：清涼飲料水、乳飲料等とし、缶、瓶、ペットボトル又は紙パックなどの密閉式容器によるものとする。

③貸付物件（2F）：カップ麺、パン、菓子等の物販（食品）自販機とする。

④貸付物件（3F）：清涼飲料水、乳飲料等とし、缶、瓶、ペットボトル又は紙パックなどの密閉式容器によるものとする。

⑤貸付物件（3F）：清涼飲料水、乳飲料等とし、紙コップ（水道直結）式によるものとする。

※接続工事は設置事業者が行うこと。

(2) 販売価格

設置目的が主に職員の福利厚生であることから、販売価格については標準販売価格（定価）未満の価格に定めること。

5 貸付料

(1) 貸付料の算出

毎月の自動販売機の売上金額に、入札書に記載された提案貸付料率を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって貸付料とする。

(2) 貸付料の支払い

貸付料の支払いについては、各月の貸付料を年度ごとにまとめて支払うものとし、市の指定する納入期限、納入方法により納入すること。

6 設置事業者費用負担

(1) 設置費等

自動販売機本体及びそれに付随するもの（電気子メーター等）の設置、維持管理、交換、移動、撤去及び安全対策並びに保健所等への届出に要する費用は、設置事業者が負担する。

(2) 電気使用料

自動販売機に係る電気使用料については、設置事業者が負担する。なお、電気使用料の計算方法は子メーターの表示から算出した自動販売機の電気使用量を、施設の電気使用料の単価（施設の電気使用料を施設の電気使用量で除した値）を乗じて得た額とする。

(3) 水道使用料※紙コップ（水道直結）式の自動販売機のみ

自動販売機に係る水道使用料については、設置事業者が負担する。なお、水道使用料の計算方法は設置事業者からの報告により算出した自動販売機の水道使用量1m³に対し210円を乗じて得た額とする。

(4) 支払い方法

電気使用料及び水道使用料の支払いについては、各月の使用料を年度ごとにまとめて支払うものとし、市の指定する納入期限、納入方法により納入すること。

7 売上本数等の報告

設置事業者は、毎月1日から月末までの自動販売機ごとの売上本数、売上額及び貸付料をまとめ、翌月の10日までに報告すること。また、紙コップ式による自動販売機については、併せて合理的な計算方法に基づいた水道使用量を報告すること。

8 貸付物件の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復したうえで、市の確認を受けなければならない。

9 設置機器の仕様について

設置する自動販売機については、次に掲げる条件を満たしたものに限る。

(1) 環境に配慮したノンフロンの機種とする。

(2) ヒートポンプ、ピークカット、LED照明等、消費電力量の低減が図れる機種とする。

(3) 缶・瓶・ペットボトルを販売する自動販売機については、必ず電子マネーでの支払いに対応すること。

※物販自動販売機及びカップ式自動販売機についても、極力電子マネーに対応とすること。

1 0 設置機器の維持管理について

- 設置する自動販売機の維持管理については、次に掲げる事項を遵守すること。
- (1) 販売品の補充及び売上金の管理等、自動販売機に関する維持管理については、設置事業者が行うこと。
 - (2) 販売品の在庫管理を適切に行い、賞味期限にも十分注意すること。
 - (3) 各貸付物件の自動販売機販売品に応じた使用済み容器の回収ボックスを適正数設置し、設置事業者の責任において適切に回収リサイクル等を行うこと。
 - (4) 使用済み容器の処理については、容器包装リサイクル法など、関係法令に基づいて適切に処理すること。
 - (5) 設置する自動販売機に関する衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、関係機関等への届出や検査等が必要な場合は遅滞なく速やかに手続きを行うこと。
 - (6) 自動販売機を設置する際には、据付面を十分に確認した上で、自動販売機の据付基準（JIS規格）等を遵守し、転倒防止対策等安全に配慮した措置を講じること。
 - (7) 販売品については、商品の陳列物がなるべく重複しないよう努め、構成内容について貸付開始前に市と事前協議を行うこと。また、貸付後は、市からの商品構成に関する要望があった際には、極力協力すること。
 - (8) 自動販売機に関する故障や問合せ、苦情等については、設置事業者が誠意をもって対応することとし、各自動販売機に連絡先等を明記し、連絡があった際には速やかに対応できる体制をとること。

1 1 禁止事項について

- (1) 貸付物件を自動販売機設置以外の用途で使用してはならない。
- (2) 貸付物件を第三者に譲渡又は、転貸してはならない。
- (3) 自動販売機の設置及び維持管理等で市庁舎に立ち入る際には、市の指示に従い、指定した場所以外に立ち入ってはならない。
- (4) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

1 2 その他

- (1) 設置事業者は、商品及び自動販売機が毀損又は汚損した際には、市に明らかな責がある場合を除き、自己の負担により速やかに復旧すること。
- (2) 自動販売機に伴う事故が発生した場合には、市の責に帰する場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- (3) 貸付期間満了前に設置事業者の都合により自動販売機全て若しくは一部を撤去しようとする場合には、撤去する3カ月前に市に書面により届け出ること。その場合、貸付料及び電気使用料、水道使用料については、年度初めから撤去日までに発生した料金をまとめて納入すること。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じ市と協議して定める。